

【別紙】

都市計画法施行規則第53条に関する事項について

令和6年4月1日現在

都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の規定に基づき、施行者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供する措置を講じた事項は、下記のとおりです。

■ 第53条第1項に基づく都市計画事業の施行について周知させるための措置

都市計画事業名称	第53条第1項に基づく掲載 内容
東京都市計画道路事業 都市高速道路外郭環状線	別添1のとおり

お知らせ

国土交通大臣
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社

都市計画法第六十二条第一項の規定により、平成二十六年三月二十八日付で東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線について、都市計画事業の承認及び認可の告示がなされ、都市計画法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、令和三年三月三十一日付で同都市計画事業の事業計画の変更の承認及び認可の告示があったので、都市計画法第六十六条の規定に基づき、次のとおりお知らせいたします。

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業 都市高速道路外郭環状線
- 2 施行者の名称
国土交通大臣
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
- 3 事務所の所在地
国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀四丁目五番一六号TEビル七階
東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所 東京都練馬区高野台四丁目一番二三号
中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所 東京都目黒区大橋一丁目五番一号クロスエアタワー七階
- 4 事業地の所在
(1) 収用の部分
東京都世田谷区宇奈根三丁目並びに大蔵五丁目及び六丁目並びに喜多見三丁目、五丁目、六丁目及び七丁目並びに給田五丁目並びに北烏山五丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに同都調布市緑ヶ丘一丁目並びに同都三鷹市新川一丁目、二丁目及び四丁目並びに北野一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに牟礼二丁目並びに同都練馬区関町南一丁目並びに上石神井南町並びに石神井町八丁目並びに三原台三丁目並びに東大泉二丁目並びに大泉町二丁目、四丁目、五丁目及び六丁目地内

- (2) 使用の部分
東京都世田谷区喜多見六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに成城三丁目及び四丁目並びに北烏山五丁目及び七丁目並びに同都狛江市東野川三丁目及び四丁目並びに同都調布市入間町二丁目並びに東つつじヶ丘一丁目、二丁目及び三丁目並びに若葉町一丁目並びに仙川町二丁目並びに緑ヶ丘一丁目並びに同都三鷹市中原一丁目並びに新川一丁目並びに北野一丁目及び二丁目並びに牟礼一丁目及び二丁目並びに井の頭一丁目及び二丁目並びに同都杉並区久我山四丁目並びに西荻北四丁目並びに善福寺一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに同都武蔵野市吉祥寺南町三丁目、四丁目及び五丁目並びに吉祥寺東町四丁目並びに同都練馬区関町南一丁目及び二丁目並びに上石神井南町並びに上石神井一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石神井台一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石神井町七丁目及び八丁目並びに東大泉一丁目、二丁目及び五丁目地内

- 5 事業施行期間
平成二十六年三月二十八日～令和十三年三月三十一日

平成二十六年三月二十八日（一部の事業地においては平成二十七年六月二十六日）以後は事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、区市長の許可が必要になります。また、土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出なければならぬ等、都市計画法上の制限がありますので留意してください。

なお、この事業に関する関係図面は、世田谷区都市計画課、狛江市まちづくり推進課、調布市街づくり事業課、三鷹市まちづくり推進課、杉並区都市整備部管理課、武蔵野市まちづくり推進課及び練馬区計画課で縦覧ができます。

その他ご不明な点や詳細については、左記連絡先へおたずねください。また、用地補償等については、左記連絡先にパンフレットをご用意していますので参考にしてください。

（事業概要に関する場合） 国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所 電話〇一三〇一三四一―四九一
東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所 電話〇一三〇一八六一―三〇五
中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所 電話〇一三〇一〇一六一―二八五

（用地補償に関する場合） 国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所 電話〇一三〇一五二一―六八五
東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所 電話〇一三〇一八六一―三〇五
中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所 電話〇一三〇一〇一六一―二八五